

# 目 次

令和2年12月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第79号	箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第80号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第81号	箱根町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第82号	箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第83号	箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第84号	箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第85号	箱根町交通傷害保険条例を廃止する条例の制定について
8	議案第86号	令和2年度箱根町一般会計補正予算(第6号)
9	議案第87号	令和2年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
10	議案第88号	工事請負契約の一部変更について
11	議案第89号	箱根町畠宿寄木会館指定管理者の指定について
12	議案第90号	箱根町集会所指定管理者の指定について
13	議案第91号	箱根町弥坂湯指定管理者の指定について
14	議案第92号	箱根町宮城野温泉会館指定管理者の指定について
15	議案第93号	箱根町老人福祉センターやまなみ荘指定管理者の指定について

NO	議案番号	件名
16	議案第94号	箱根町駐車場指定管理者の指定について
17	議案第95号	仙石原公園いこいの家指定管理者の指定について
18	議案第96号	箱根町総合体育館指定管理者の指定について
19	議案第97号	箱根町宮城野テニスコート指定管理者の指定について
20	議案第98号	町道路線の廃止について

議案第 79 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

本年の人事院勧告による職員の給与改定を行うため、本条例案を提出するものである。



## 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 箱根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改める。



議案第 80 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

人事院勧告による一般職の期末勤勉手当の支給割合の引き下げに伴い同様の措置を講ずるとともに、町の財政状況を鑑み、引き続き特別職の給与削減を行うこととしたため、本条例案を提出するものである。



## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附則に次の1項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

17 令和2年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、町長にあってはその100分の30に相当する額を、教育長にあってはその100分の20に相当する額を減じた額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。



議案第 81 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を引き下げるに伴い、議会議員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱  
根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次の  
ように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月  
1日から施行する。



議案第 82 号

箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 3 年 1 月 1 日から施行され、地方税の延滞金等の割合の特例が見直されることに伴い、地方税に準じて定めている地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 の規定に基づく分担金等に対する延滞金の割合の特例について、同様の見直し等を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 42 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の附則第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



議案第 83 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）等が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するもの。



## 箱根町町税条例の一部を改正する条例

第1条 箱根町町税条例（昭和51年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（固定資産税の納税義務者等）」に改め、同条中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第19条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

### （現所有者の申告）

第26条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第43条第1項第2号中「又は第26条及び」を「、第26条、第26

条の 3、」に改める。

附則第 12 項を削る。

附則第 13 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 14 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 16 項を削る。

附則第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 19 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 20 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を附則第 18 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

19 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12 分の 7 とする。

附則第 21 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 22 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を附則第 21 項とする。

附則第 23 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を附則第 22 項とする。

附則第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を附則第 23 項とする。

附則第 25 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を附則第 24 項とし、附則第 26 項から附則第 29 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附則第 30 項中「附則第 28 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を

附則第 29 項とする。

附則第 31 項中「附則第 28 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を附則第 30 項とし、附則第 32 項から附則第 34 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附則第 35 項中「附則第 46 項」を「附則第 45 項」に改め、同項を附則第 34 項とし、附則第 36 項を附則第 35 項とし、附則第 37 項を附則第 36 項とする。

附則第 38 項中「附則第 36 項」を「附則第 35 項」に、「附則第 42 項」を「附則第 41 項」に改め、同項を附則第 37 項とし、附則第 39 項から附則第 50 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附則第 51 項中「附則第 48 項」を「附則第 47 項」に改め、同項を附則第 50 項とし、附則第 52 項から附則第 54 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 2 条 箱根町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 26 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例)

54 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 13 条の 2 の規定を適用する。

第 3 条 箱根町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 46 項の見出しを削り、同項の前に見出として「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」を付する。

附則第 47 項の前の見出しを削る。

附則中第54項を第55項とし、第50項から第53項までを1項ずつ繰り下げる、第49項の次に次の1項を加える。

50 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第47項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 箱根町町税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項(5)中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和3年1月1日
- (2) 第3条の規定 令和3年4月1日
- (3) 第4条の規定 令和4年4月1日

### (固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の箱根町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第19条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第26条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税

法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

7 第3条の規定による改正後の箱根町町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



議案第 84 号

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 77 号）が令和 2 年 8 月 27 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例

箱根町火災予防条例（昭和 37 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。）をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に、「以下この条において同じ。」の「以下同じ。」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 44 条第 14 号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の箱根町火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 85 号

箱根町交通傷害保険条例を廃止する条例の制定について

箱根町交通傷害保険条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

町民交通傷害保険の契約を締結できる保険会社がなく、町民交通傷害保険制度を継続できないことから、本条例案を提出するものである。



## 箱根町交通傷害保険条例を廃止する条例

箱根町交通傷害保険条例（昭和43年箱根町条例第9号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行日前に生じた交通事故に係る保険金の請求及び支払その他の取扱いについては、なお従前の例による。



議案第 86 号

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度箱根町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 193,793 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,080,746 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		1,627,404	11,730	1,639,134
	10 国庫補助金	1,415,802	11,730	1,427,532
50 県支出金		416,919	6,797	423,716
	10 県補助金	227,648	6,797	234,445
60 寄付金		456,838	256,000	712,838
	05 寄付金	456,838	256,000	712,838
65 繰入金		641,677	△144,434	497,243
	05 基金繰入金	639,177	△144,434	494,743
80 町債		1,351,200	63,700	1,414,900
	05 町債	1,351,200	63,700	1,414,900
歳入	合計	12,886,953	193,793	13,080,746

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 議会費		123,830	△6,579	117,251
	05 議会費	123,830	△6,579	117,251
10 総務費		3,695,781	240,351	3,936,132
	05 総務管理費	3,443,105	242,960	3,686,065
	10 徴税費	153,616	△3,541	150,075
	15 戸籍住民基本台帳費	65,074	△76	64,998
	20 選挙費	18,085	△156	17,929
	25 統計調査費	8,884	1,209	10,093
	30 監査委員費	7,017	△45	6,972
15 民生費		1,690,062	△12,123	1,677,939
	05 社会福祉費	1,073,329	2,029	1,075,358
	10 児童福祉費	616,106	△14,152	601,954
20 衛生費		1,235,069	20,012	1,255,081
	05 保健衛生費	385,283	22,994	408,277
	10 清掃費	849,540	△2,982	846,558
25 農林水産業費		141,047	2,897	143,944
	05 農業費	24,334	352	24,686
	10 林業費	116,488	2,545	119,033
30 観光費		1,149,434	△17,846	1,131,588
	05 観光費	1,149,434	△17,846	1,131,588
35 土木費		566,643	3,394	570,037
	05 土木管理費	72,588	893	73,481
	10 道路橋りょう費	286,748	3,500	290,248
	20 都市計画費	146,710	△999	145,711
40 消防費		1,498,049	△26,438	1,471,611
	05 消防費	1,498,049	△26,438	1,471,611
45 教育費		1,661,632	△9,875	1,651,757
	05 教育総務費	371,413	△11,016	360,397
	10 小学校費	226,782	△1,964	224,818
	15 中学校費	78,010	2,801	80,811
	20 幼稚園費	29,009	3,338	32,347
	25 社会教育費	600,364	△2,075	598,289
	30 保健体育費	356,054	△959	355,095
歳 出 合 計		12,886,953	193,793	13,080,746

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 傷 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎施設等整備事業	千円 86,700	証書借入または、証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。
防災行政無線整備事業	24,000	事業の進捗その他都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。		
総合保健福祉センター整備事業	74,600			
清掃第1プラント施設維持管理事業	一			
町道箱1号線他5路線道路整備事業	77,700			
橋りょう長寿命化改修事業	12,600			
救急業務高度化推進事業	27,900			
消防車両整備事業	28,300			
湯本分署建設事業	450,400			
公民館整備事業	322,400			
総合体育館整備事業	246,600			
計	1,351,200			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 86,700	証書借入または、証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。
24,000	事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。		
91,800			
46,500			
77,700			
12,600			
27,900			
28,300			
450,400			
322,400			
246,600			
1,414,900			

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	1,627,404	11,730	1,639,134
50 県支出金	416,919	6,797	423,716
60 寄付金	456,838	256,000	712,838
65 繼入金	641,677	△144,434	497,243
80 町債	1,351,200	63,700	1,414,900
歳 入 合 計	12,886,953	193,793	13,080,746

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
05 議会費	123,830	△6,579	117,251	0	0	0	△6,579		
10 総務費	3,695,781	240,351	3,936,132	7,050	0	256,000	△22,699		
15 民生費	1,690,062	△12,123	1,677,939	2,296	0	0	△14,419		
20 衛生費	1,235,069	20,012	1,255,081	7,052	63,700	0	△50,740		
25 農林水産業費	141,047	2,897	143,944	0	0	0	2,897		
30 観光費	1,149,434	△17,846	1,131,588	0	0	0	△17,846		
35 土木費	566,643	3,394	570,037	0	0	0	3,394		
40 消防費	1,498,049	△26,438	1,471,611	0	0	0	△26,438		
45 教育費	1,661,632	△9,875	1,651,757	2,129	0	0	△12,004		
歳出合計	12,886,953	193,793	13,080,746	18,527	63,700	256,000	△144,434		

2 歳入

(款) 45 国庫支出金  
 (項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
10 総務費国庫補助金	1,165,790	7,050	1,172,840
15 民生費国庫補助金	22,546	25	22,571
72 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	94,973	4,655	99,628
計	1,415,802	11,730	1,427,532

(款) 50 県支出金  
 (項) 10 県補助金

12 衛生費県補助金	1,419	6,797	8,216
計	227,648	6,797	234,445

(款) 60 寄付金  
 (項) 05 寄付金

35 ふるさと納税寄付金	450,000	256,000	706,000
計	456,838	256,000	712,838

(款) 65 繰入金  
 (項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	625,201	△144,434	480,767
計	639,177	△144,434	494,743

(款) 80 収支  
 (項) 05 収支

20 衛生債	74,600	63,700	138,300
計	1,351,200	63,700	1,414,900

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 総務管理費国庫補助金	7,050	60 個人番号カード交付事務費国庫補助金追加 70 社会保障・税番号制度システム整備費補助金追加	626 6,424
15 児童福祉費国庫補助金	25	70 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費国庫補助金	25
05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,655	05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加	4,655

05 保健衛生費県補助金	6,797	60 インフルエンザ予防接種事業費県補助金	6,797

05 ふるさと納税寄付金	256,000	03 一般寄付金追加	256,000

05 財政調整基金繰入金	△144,434	05 財政調整基金繰入金更正減	△144,434

05 保健衛生債	17,200	10 総合保健福祉センター整備事業債追加	17,200
10 清掃債	46,500	10 清掃第1プラント施設維持管理事業債	46,500

## 3 歳出

(款) 05 議会費

(項) 05 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
05 議会費	123,830	△6,579	117,251	0	0	0	△6,579	
計	123,830	△6,579	117,251	0	0	0	△6,579	

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

05 一般管理費	830,393	△20,407	809,986	0	0	0	△20,407
15 電子計算管理費	140,576	367	140,943	0	0	0	367
35 企画費	408,834	120,590	529,424	0	0	120,590	0
70 諸費	20,800	7,000	27,800	0	0	0	7,000
75 財政調整基金費	477,922	135,410	613,332	0	0	135,410	0
計	3,443,105	242,960	3,686,065	0	0	256,000	△13,040

(款) 10 総務費

(項) 10 徴税費

05 税務総務費	139,399	△3,541	135,858	0	0	0	△3,541
計	153,616	△3,541	150,075	0	0	0	△3,541

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△102	01-01-02 議會議員・職員給与費更正減..... △6,579
3 職員手当等	△6,419	議會議員報酬等更正減
4 共済費	△58	一般職給与費更正減

1 報酬	△1,493	01-01-01 報酬更正減..... △1,493
2 給料	△11,016	(報酬)
3 職員手当等	△3,672	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △1,493
4 共済費	△4,226	01-01-02 職員給与費更正減..... △18,914 特別職給与費更正減 一般職等給与費更正減
18 負担金補助及び交付金	367	05-01-01 電子計算処理推進事業追加..... 367 18-01 負担金追加 367
13 使用料及び賃借料	120,590	05-30-01 ふるさと納税促進事業追加..... 120,590 13-01 使用料及び賃借料追加 120,590
22 償還金利子及び割引料	7,000	01-05-01 経常経費追加..... 7,000 (償還金利子及び割引料) 22-02 過年度過誤納還付金追加 7,000
24 積立金	135,410	01-05-01 経常経費追加..... 135,410 (積立金) 24-51 財政調整基金積立金追加 135,410

1 報酬	△245	01-01-01 報酬更正減..... △245
2 給料	△839	(報酬)
3 職員手当等	△1,888	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △245
4 共済費	△569	01-01-02 職員給与費更正減..... △3,296 一般職等給与費更正減

## (款) 10 総務費

## (項) 15 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 戸籍住民基 本台帳費	65,074	△76	64,998	7,050	0	0	△7,126
計	65,074	△76	64,998	7,050	0	0	△7,126

## (款) 10 総務費

## (項) 20 選挙費

05 選挙管理委 員会費	6,591	△156	6,435	0	0	0	△156
計	18,085	△156	17,929	0	0	0	△156

## (款) 10 総務費

## (項) 25 統計調査費

05 統計調査総 務費	8,884	1,209	10,093	0	0	0	1,209
計	8,884	1,209	10,093	0	0	0	1,209

## (款) 10 総務費

## (項) 30 監査委員費

05 監査委員費	7,017	△45	6,972	0	0	0	△45
計	7,017	△45	6,972	0	0	0	△45

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	517	01-01-01 報酬追加..... 517
2 給料	△156	(報酬)
3 職員手当等	△517	01-12 会計年度任用職員報酬追加 517
4 共済費	34	
8 旅費	46	01-01-02 職員給与費更正減..... △639 一般職等給与費更正減
		01-05-01 経常経費追加・財源内訳更正..... 46 (旅費) 08-02 費用弁償 46

2 給料	22	01-01-02 職員給与費更正減..... △156
3 職員手当等	△6	一般職給与費更正減
4 共済費	△172	

3 職員手当等	1,209	01-01-02 職員給与費追加..... 1,209 一般職給与費追加

3 職員手当等	△17	01-01-02 職員給与費更正減..... △45
4 共済費	△28	一般職給与費更正減

## (款) 15 民生費

## (項) 05 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 社会福祉総務費	308,155	△172	307,983	0	0	0	△172
20 国民年金費	2,407	38	2,445	0	0	0	38
30 老人福祉費	267,306	2,163	269,469	0	0	0	2,163
計	1,073,329	2,029	1,075,358	0	0	0	2,029

## (款) 15 民生費

## (項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	133,631	4,335	137,966	2,296	0	0	2,039
10 認定こども園費	253,270	△10,325	242,945	0	0	0	△10,325

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,539	01-01-01 報酬追加..... 1,539
2 給料	△447	(報酬)
3 職員手当等	△1,385	01-12 会計年度任用職員報酬追加 1,539
4 共済費	121	01-01-02 職員給与費更正減..... △1,711 一般職等給与費更正減
1 報酬	△50	01-01-01 報酬更正減..... △50
3 職員手当等	25	(報酬)
4 共済費	63	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △50
		01-01-02 職員給与費追加..... 88 一般職等給与費追加
18 負担金補助及び交付金	1,000	05-16-01 介護保険特別会計繰出金追加..... 1,163 27-01 繰出金追加 1,163
27 繰出金	1,163	05-42-01 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業..... 1,000 18-51 補助金 1,000

2 給料	858	01-01-02 職員給与費追加・財源内訳更正..... 2,064
3 職員手当等	726	一般職給与費追加
4 共済費	480	
17 備品購入費	2,271	05-25-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業..... 2,271 17-01 備品購入費 2,271
1 報酬	△5,581	01-01-01 報酬更正減..... △5,581
2 給料	△391	(報酬)
3 職員手当等	△1,359	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △5,581
4 共済費	△2,994	01-01-02 職員給与費更正減..... △4,744 一般職等給与費更正減

## (款) 15 民生費

## (項) 10 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
15 保育所費	123,388	△8,162	115,226	0	0	0	△8,162
計	616,106	△14,152	601,954	2,296	0	0	△16,448

## (款) 20 衛生費

## (項) 05 保健衛生費

05 保健衛生総務費	91,620	△400	91,220	0	0	0	△400
10 予防費	38,159	5,024	43,183	7,052	0	0	△2,028
22 総合保健福祉センター費	206,963	18,370	225,333	0	17,200	0	1,170
計	385,283	22,994	408,277	7,052	17,200	0	△1,258

## (款) 20 衛生費

## (項) 10 清掃費

05 清掃総務費	127,777	△2,982	124,795	0	0	0	△2,982
10 ごみ処理費	648,893	0	648,893	0	46,500	0	△46,500
計	849,540	△2,982	846,558	0	46,500	0	△49,482

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	980	01-01-01 報酬追加..... (報酬) 01-12 会計年度任用職員報酬追加 01-01-02 職員給与費更正減..... 一般職等給与費更正減
2 給料	△5,309	
3 職員手当等	△2,763	
4 共済費	△1,070	

1 報酬	△70	01-01-01 報酬更正減..... (報酬) 01-12 会計年度任用職員報酬更正減 01-01-02 職員給与費更正減..... 一般職等給与費更正減
2 給料	△357	
3 職員手当等	△20	
4 共済費	47	
12 委託料	5,024	01-05-01 経常経費追加・財源内訳更正..... (委託料) 12-51 予防接種委託料追加 05-08-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業..... 財源内訳更正
14 工事請負費	18,370	05-01-01 総合保健福祉センター整備事業追加..... 14-01 工事請負費追加

1 報酬	△1,406	01-01-01 報酬更正減..... (報酬) 01-12 会計年度任用職員報酬更正減 01-01-02 職員給与費更正減..... 一般職等給与費更正減
2 給料	△653	
3 職員手当等	△782	
4 共済費	△141	
		05-02-01 清掃第1プラント施設維持管理事業..... 財源内訳更正

## (款) 25 農林水産業費

## (項) 05 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 農業総務費	4,710	△16	4,694	0	0	0	△16
15 農業振興費	8,743	368	9,111	0	0	0	368
計	24,334	352	24,686	0	0	0	352

## (款) 25 農林水産業費

## (項) 10 林業費

05 林業振興費	116,488	2,545	119,033	0	0	0	2,545
計	116,488	2,545	119,033	0	0	0	2,545

## (款) 30 観光費

## (項) 05 観光費

05 観光総務費	98,886	△2,938	95,948	0	0	0	△2,938
10 観光振興費	280,497	△326	280,171	0	0	0	△326
17 箱根湿生花園費	113,189	△11,797	101,392	0	0	0	△11,797
20 森のふれあい館費	33,500	85	33,585	0	0	0	85

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△11	01-01-02 職員給与費更正減..... △16
4 共済費	△5	一般職等給与費更正減
1 報酬	235	05-01-01 有害鳥獣対策事業追加..... 368
3 職員手当等	133	01-12 会計年度任用職員報酬追加 235 03-01 職員手当等追加 133

10 需用費	1,287	05-10-01 森林病害虫防除対策事業追加..... 2,545
17 備品購入費	1,258	10-01 消耗品費 1,287 17-01 備品購入費 1,258

2 給料	△1,814	01-01-02 職員給与費更正減..... △2,938
3 職員手当等	△627	一般職等給与費更正減
4 共済費	△497	
3 職員手当等	△326	01-01-02 職員給与費更正減..... △326 一般職給与費更正減
1 報酬	△2,338	01-01-01 報酬更正減..... △2,338
2 給料	△5,460	(報酬)
3 職員手当等	△2,828	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △2,338
4 共済費	△1,171	01-01-02 職員給与費更正減..... △9,459 一般職等給与費更正減
1 報酬	1	01-01-01 報酬追加..... 1
3 職員手当等	38	(報酬)
4 共済費	46	01-12 会計年度任用職員報酬追加 1 01-01-02 職員給与費追加..... 84 会計年度任用職員給与費追加

## (款) 30 観光費

## (項) 05 観光費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地方債	その他			
25 ジオミュー ジアム費	56,920	△2,841	54,079	0	0	0	△2,841		
30 観光美化推 進費	15,068	△29	15,039	0	0	0	△29		
計	1,149,434	△17,846	1,131,588	0	0	0	△17,846		

## (款) 35 土木費

## (項) 05 土木管理費

05 土木総務費	72,588	893	73,481	0	0	0	893
計	72,588	893	73,481	0	0	0	893

## (款) 35 土木費

## (項) 10 道路橋りょう費

10 道路維持費	174,589	3,500	178,089	0	0	0	3,500
計	286,748	3,500	290,248	0	0	0	3,500

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△552	01-01-01 報酬更正減…………… △552
2 給料	△1,646	(報酬)
3 職員手当等	△570	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △552
4 共済費	△73	01-01-02 職員給与費更正減…………… △2,289 一般職等給与費更正減
2 給料	20	01-01-02 職員給与費更正減…………… △29
3 職員手当等	△45	一般職給与費更正減
4 共済費	△4	

2 給料	758	01-01-02 職員給与費更正減…………… △327
3 職員手当等	△1,067	一般職給与費更正減
4 共済費	△18	
11 役務費	220	01-05-01 経常経費追加…………… 1,220
12 委託料	1,000	(役務費) 11-53 不動産鑑定手数料追加 220 (委託料) 12-52 町道等所有権整備測量委託料追加 1,000

11 役務費	3,500	01-05-01 経常経費追加…………… 3,500
		(役務費) 11-21 浚渫等手数料追加 3,500

(款) 35 土木費

(項) 20 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 都市計画総務費	110,251	△999	109,252	0	0	0	△999
計	146,710	△999	145,711	0	0	0	△999

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

05 常備消防費	868,031	△26,438	841,593	0	0	0	△26,438
計	1,498,049	△26,438	1,471,611	0	0	0	△26,438

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

10 事務局費	369,142	△11,016	358,126	2,129	0	0	△13,145
計	371,413	△11,016	360,397	2,129	0	0	△13,145

(款) 45 教育費

(項) 10 小学校費

05 小学校管理費	213,772	△1,964	211,808	0	0	0	△1,964
計	226,782	△1,964	224,818	0	0	0	△1,964

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	20	01-01-01 報酬追加..... 20
2 給料	288	(報酬)
3 職員手当等	△1,393	01-12 会計年度任用職員報酬追加 20
4 共済費	86	01-01-02 職員給与費更正減..... △1,019 一般職等給与費更正減

2 給料	△5,018	01-01-02 職員給与費更正減..... △26,438
3 職員手当等	△15,388	一般職給与費更正減
4 共済費	△6,032	

1 報酬	△8,571	01-01-01 報酬更正減..... △8,571
2 給料	4,431	(報酬)
3 職員手当等	△3,306	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △8,571
4 共済費	130	
12 委託料	△700	01-01-02 職員給与費追加..... 1,255
13 使用料及び 賃借料	△3,000	特別職給与費更正減 一般職等給与費追加  05-26-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業更正減・財源 内訳更正..... △3,700 12-01 委託料更正減 △700 13-01 使用料及び賃借料更正減 △3,000

1 報酬	△1,008	01-01-01 報酬更正減..... △1,008
2 給料	△504	(報酬)
3 職員手当等	△18	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △1,008
4 共済費	△434	01-01-02 職員給与費更正減..... △956 一般職等給与費更正減

## (款) 45 教育費

## (項) 15 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 中学校管理費	53,541	1,001	54,542	0	0	0	1,001
10 中学校教育振興費	24,469	1,800	26,269	0	0	0	1,800
計	78,010	2,801	80,811	0	0	0	2,801

## (款) 45 教育費

## (項) 20 幼稚園費

05 幼稚園管理費	29,009	3,338	32,347	0	0	0	3,338
計	29,009	3,338	32,347	0	0	0	3,338

## (款) 45 教育費

## (項) 25 社会教育費

05 社会教育総務費	13,829	△1,192	12,637	0	0	0	△1,192
10 公民館費	437,944	△438	437,506	0	0	0	△438

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	72	01-01-01 報酬追加..... 72
2 給料	525	(報酬)
3 職員手当等	222	01-12 会計年度任用職員報酬追加 72
4 共済費	182	01-01-02 職員給与費追加..... 929 一般職等給与費追加
18 負担金補助及び交付金	1,800	01-05-01 経常経費追加..... 1,800 (負担金補助及び交付金) 18-52 生徒通学費補助金追加 1,800

1 報酬	△168	01-01-01 報酬更正減..... △168
2 給料	1,746	(報酬)
3 職員手当等	1,463	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △168
4 共済費	297	01-01-02 職員給与費追加..... 3,506 一般職等給与費追加

1 報酬	△1,141	01-01-01 報酬更正減..... △1,141
3 職員手当等	54	(報酬)
4 共済費	△105	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △1,141
		01-01-02 職員給与費更正減..... △51 会計年度任用職員給与費更正減
1 報酬	△80	01-01-01 報酬更正減..... △80
2 給料	△12	(報酬)
3 職員手当等	△319	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △80
4 共済費	△27	01-01-02 職員給与費更正減..... △358 一般職等給与費更正減

## (款) 45 教育費

## (項) 25 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地方債	その他			
15 郷土資料館費	26,260	△251	26,009	0	0	0	△251		
30 箱根関所費	95,106	△194	94,912	0	0	0	△194		
計	600,364	△2,075	598,289	0	0	0	△2,075		

## (款) 45 教育費

## (項) 30 保健体育費

10 体育施設費	348,196	△959	347,237	0	0	0	△959	
計	356,054	△959	355,095	0	0	0	△959	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△372	01-01-01 報酬更正減..... △372
3 職員手当等	121	(報酬) 01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △372
		01-01-02 職員給与費追加..... 121 一般職等給与費追加
2 給料	933	01-01-02 職員給与費更正減..... △194
3 職員手当等	△1,002	一般職給与費更正減
4 共済費	△125	

1 報酬	△533	01-01-01 報酬更正減..... △533
3 職員手当等	△69	(報酬) 01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △533
4 共済費	△357	01-01-02 職員給与費更正減..... △426 会計年度任用職員給与費更正減

## 給与費明細書

### 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)				
補正後	長等	3	-	20,540	5,981 (4.45)	-	6,029	32,550	3,199	35,749
	議員	14	52,896	-	17,588 (4.45)	-	-	70,484	17,247	87,731
	その他の 特別職	724	27,088	-	-	-	-	27,088	10,001	37,089
	計	741	79,984	20,540	23,569	-	6,029	130,122	30,447	160,569
補正前	長等	3	-	25,980	11,721 (4.5)	-	7,747	45,448	2,743	48,191
	議員	14	52,896	-	23,804 (4.5)	-	-	76,700	17,247	93,947
	その他の 特別職	724	27,088	-	-	-	-	27,088	10,001	37,089
	計	741	79,984	25,980	35,525	-	7,747	149,236	29,991	179,227
比較	長等	0	-	△ 5,440	△ 5,740 (△0.05)	-	△ 1,718	△ 12,898	456	△ 12,442
	議員	0	0	-	△ 6,216 (△0.05)	-	-	△ 6,216	0	△ 6,216
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0
	計	0	0	△ 5,440	△ 11,956	-	△ 1,718	△ 19,114	456	△ 18,658

### 2. 一般職

#### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	487	174,029	1,295,661	1,011,275	2,480,965	444,330	2,925,295	
補正前	488	194,273	1,314,364	1,039,407	2,548,044	461,406	3,009,450	
比較	△ 1	△ 20,244	△ 18,703	△ 28,132	△ 67,079	△ 17,076	△ 84,155	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地城手当 (千円)	通勤手当 (千円)	勤期手当 (千円)	末勤手当 (千円)	勉強手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	36,882	-	50,201	303,732	215,466	38,996	2,069	
	補正前	36,720	-	49,219	318,356	223,403	38,029	2,238	
	比較	162	-	982	△ 14,624	△ 7,937	967	△ 169	

職員手当等の内訳	区分	宿直手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	1,464	96,902	25,387	2,154	17,820	220,202
	補正前	1,464	108,132	28,472	1,881	17,300	214,193
	比較	0	△ 11,230	△ 3,085	273	520	6,009

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説明	備考			
給 料	△ 18,703	給与改定に伴う増減分	0					
		その他の増減分	△ 13,391 △ 5,312	人事異動等による減 中途退職による減				
職員手当等	△ 28,132	制度改正に伴う増減分	△ 13,482	期末手当 △ 10,169千円  勤勉手当 △ 3,313千円	6月賞与10%削減 △4,467千円 支給月数改定による減 △5,702千円  6月賞与10%削減 △3,313千円			
		その他の増減分	△ 14,650	時間外勤務手当 △ 11,230千円  期末手当 △ 4,455千円  勤勉手当 △ 4,624千円  管理職手当 967千円  退職手当組合負担金 6,009千円  その他の増減分 △ 1,317千円	支給基礎額の減  支給基礎額の減  支給対象者の増  退職者増による特別負担金の増	6月期 1.30	12月期 1.25 (1.3)	計 2.55 (2.60)

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職	消防職
令和2年11月1日現在	平均給料月額(円)	306,077	279,200	307,805
	平均給与月額(円)	354,434	307,750	360,158
	平均年齢(歳)	41.0	54.2	40.7
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	307,765	277,317	312,938
	平均給与月額(円)	353,264	304,664	391,745
	平均年齢(歳)	40.7	53.2	42.1

イ、初任給

区分	一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消防職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消防職 (円)
高校卒	150,600	143,800	154,900	150,600	147,900	-
大学卒	182,200	-	188,700	182,200	-	-

ウ、級別職員数

区分	一般行政職			単純労務職			消防職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年11月1日現在	1級	20	8.6	1級	0	0.0	1級	18	18.6
	2級	54	23.2	2級	1	16.7	2級	13	13.4
	3級	43	18.5	3級	4	66.6	3級	11	11.3
	4級	22	9.4	4級	1	16.7	4級	25	25.8
	5級	42	18.0				5級	18	18.6
	6級	30	12.9				6級	7	7.2
	7級	17	7.3				7級	4	4.1
	8級	5	2.1				8級	1	1.0
	計	233	100.0	計	6	100.0	計	97	100.0
令和2年1月1日現在	1級	20	8.6	1級	0	0.0	1級	14	15.1
	2級	56	24.1	2級	1	16.7	2級	15	16.1
	3級	42	18.1	3級	4	66.6	3級	7	7.5
	4級	20	8.6	4級	1	16.7	4級	27	29.0
	5級	44	19.0				5級	18	19.4
	6級	27	11.6				6級	7	7.5
	7級	18	7.8				7級	4	4.3
	8級	5	2.2				8級	1	1.1
	計	232	100.0	計	6	100.0	計	93	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、副技幹の職務	副課長、主幹、技幹の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務
単純労務職	技能員、庁務員及び給食調理員の職務	相当の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	相当高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員				
消防職	消防士の職務	消防士長、消防副士長の職務	主任の職務	主査、隊長、分遣所長の職務	係長、副主幹、分遣所長、隊長の職務	課長、副課長、主幹、副分署長、専任課長の職務	次長、消防署長、副署長、分署長、課長の職務	消防長の職務

二、昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	単純労務職	消防職
補正後	職員数 (A) (人)	336	233	6 97
	昇給に係る職員数 (B) (人)	305	210	5 90
	号給数別内訳	2号給(人)	33	20 0 13
		3号給(人)	11	6 0 5
		4号給(人)	199	138 5 56
		5号給(人)	60	44 0 16
		6号給(人)	2	2 0 0
比率 (B)/(A) (%)		90.8	90.1	83.3 92.8
補正前	職員数 (A) (人)	331	232	6 93
	昇給に係る職員数 (B) (人)	272	196	5 71
	号給数別内訳	1号給(人)	178	128 3 47
		2号給(人)	90	64 2 24
		3号給(人)	4	4 0 0
		4号給(人)	0	0 0 0
		6号給(人)	0	0 0 0
比率 (B)/(A) (%)		82.2	84.5	83.3 76.3

オ、期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等によ る加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.200	4.45	有	
補正前	2.250	2.250	4.50	有	
国の制度	2.250	2.200	4.45	有	

カ、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者(月分)	25年勤続の 者(月分)	35年勤続の 者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円～3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円～4,752,000円)

キ、地域手当

支給対象地域	箱根町全地域
支給率(%)	0.0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	単純労務職	消防職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.2	0.1	0.6	0.5
支給対象職員の比率(2年11月1日現在)(%)	27.4	2.6	50.0	85.6
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当、清掃作業手当、消防手当			

ケ、その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 差 同	差 異 の 内 容
扶 养 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額3,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	149	174,029	—	14,170	188,199	25,936	214,135	
補正前	147	194,273	—	13,266	207,539	27,062	234,601	
比 較	2	△ 20,244	—	904	△ 19,340	△ 1,126	△ 20,466	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普通債	補正前の額	5,265,913	6,077,643	1,351,200	623,337	6,805,506
	補正額	0	0	63,700	0	63,700
	補正後の額	5,265,913	6,077,643	1,414,900	623,337	6,869,206
7. 保健衛生	補正前の額	570,696	519,868	74,600	149,611	444,857
	補正額	0	0	63,700	0	63,700
	補正後の額	570,696	519,868	138,300	149,611	508,557
合計	補正前の額	6,968,948	7,561,280	1,351,200	866,023	8,046,457
	補正額	0	0	63,700	0	63,700
	補正後の額	6,968,948	7,561,280	1,414,900	866,023	8,110,157



令和2年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,443,233千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

箱根町長 勝俣 浩行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		284,523	1,161	285,684
	10 国庫補助金	66,459	1,161	67,620
45 繰入金		246,400	1,163	247,563
	05 他会計繰入金	240,400	1,163	241,563
歳入	合計	1,440,909	2,324	1,443,233

( 嶓出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 総務費		52, 536	2, 324	54, 860
	05 総務管理費	41, 950	2, 324	44, 274
歳 出	合 計	1, 440, 909	2, 324	1, 443, 233

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	284,523	1,161	285,684
45 繰入金	246,400	1,163	247,563
歳入合計	1,440,909	2,324	1,443,233

## 2 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
20 介護保険指定機関等管理制度改修事業交付金	14	39	53
25 介護保険電算システム国庫補助金	0	1,122	1,122
計	66,459	1,161	67,620

(款) 45 繰入金

(項) 05 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 一般会計繰入金	240,400	1,163	241,563
計	240,400	1,163	241,563

## 3 歳出

(款) 05 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
05 一般管理費	41,950	2,324	44,274	1,161	0	1,163	0	
計	41,950	2,324	44,274	1,161	0	1,163	0	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
05 総務費	52,536	2,324	54,860	1,161	0	1,163	0	
歳出合計	1,440,909	2,324	1,443,233	1,161	0	1,163	0	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
05 現年度分	39	05 介護保険指定機関等管理システム改修事業交付金 追加
05 現年度分	1,122	05 介護保険電算システム国庫補助金

節		説明
区分	金額	
15 事務費繰入金	1,163	05 事務費繰入金追加

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	2,324	01-05-01 一般管理費追加..... (負担金補助及び交付金) 18-03 介護保険指定機関等管理システム負担金追加 18-05 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担 金追加



議案第 88 号

工事請負契約の一部変更について

総合保健福祉センター整備事業 総合保健福祉センター外壁タイル改修工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

請負契約金額

当初の金額 54,120,000 円を  
94,039,000 円に改める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

令和 2 年 6 月 17 日に議決を得た「総合保健福祉センター整備事業 総合保健福祉センター外壁タイル改修工事」に関する「議案第 44 号 工事請負契約の締結について」の設計内容の変更を要するため、請負契約金額を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。



議案第 89 号

箱根町畠宿寄木会館指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町畠宿寄木会館の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

箱根町畠宿寄木会館

2 指定管理者

所在地 箱根町畠宿 134 番地

名 称 HATAJYUKU 寄木 Museum 組合

代 表 金指 美喜枝

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（提案理由）

箱根町畠宿寄木会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



議案第 90 号

箱根町集会所指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町集会所の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 箱根町山崎集会所

(1) 指定管理者

所在地 箱根町湯本 16 番地の 14

名 称 山崎自治会

会 長 武藤 明

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 箱根町湯本仲町集会所

(1) 指定管理者

所在地 箱根町湯本 392 番地の 2

名 称 湯本仲町自治会

会 長 熊谷 重明

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 箱根町大平台集会所

(1) 指定管理者

所在地 箱根町大平台 353 番地の 1

名 称 大平台自治会

会 長 安藤 雅章

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 箱根町芦之湯集会所

(1) 指定管理者

所在地 箱根町芦之湯 90 番地の 1

名 称 芦之湯自治会

会 長 市川 茂

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 箱根町箱根集会所

(1) 指定管理者

所在地 箱根町箱根 221 番地

名 称 箱根集会所管理運営委員会

委員長 近藤 忠

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

6 箱根町元箱根集会所

(1) 指定管理者

所在地 箱根町元箱根 63 番地

名 称 元箱根集会所管理運営委員会

委員長 土屋 克夫

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(提案理由)

箱根町山崎集会所等の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



議案第 91 号

箱根町弥坂湯指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町弥坂湯の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

箱根町弥坂湯

2 指定管理者

所在地 箱根町湯本 575 番地

名 称 弥坂湯管理委員会

会 長 高野 泓

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（提案理由）

箱根町弥坂湯の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



議案第 92 号

箱根町宮城野温泉会館指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町宮城野温泉会館の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

箱根町宮城野温泉会館

2 指定管理者

所在地 箱根町宮城野 922 番地

名 称 宮城野温泉会館管理運営委員会

会 長 湯川 延和

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（提案理由）

箱根町宮城野温泉会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



議案第 93 号

箱根町老人福祉センター・やまなみ荘指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町老人福祉センター・やまなみ荘の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

箱根町老人福祉センター・やまなみ荘

2 指定管理者

所在地 箱根町強羅 1320 番地の 185

名 称 一般社団法人 箱根町シルバー人材センター

理事長 勝又 實

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（提案理由）

箱根町老人福祉センター・やまなみ荘の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



議案第 94 号

箱根町駐車場指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町駐車場の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 箱根町宮ノ下駐車場

(1) 指定管理者

所在地 箱根町宮ノ下 113 番地の 1

名 称 箱根宮ノ下観光協会

会 長 神保 伸一

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 箱根町八丁駐車場

(1) 指定管理者

所在地 箱根町元箱根 63 番地

名 称 元箱根観光協会

会 長 平井 規之

(2) 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(提案理由)

箱根町宮ノ下駐車場及び箱根町八丁駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。

議案第 95 号

仙石原公園いこいの家指定管理者の指定について

次のとおり、仙石原公園いこいの家の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

仙石原公園いこいの家

2 指定管理者

所在地 箱根町強羅 1320 番地の 185

名 称 一般社団法人 箱根町シルバー人材センター

理事長 勝又 實

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（3 年間）

（提案理由）

仙石原公園いこいの家の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



議案第 96 号

箱根町総合体育館指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町総合体育館の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

箱根町総合体育館

2 指定管理者

所在地 横浜市青葉区さつきが丘 8 番 80

名 称 学校法人 国際学園

理事長 宮澤 保夫

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（提案理由）

箱根町総合体育館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



箱根町宮城野テニスコート指定管理者の指定について

次のとおり、箱根町宮城野テニスコートの指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

箱根町宮城野テニスコート

2 指定管理者

所在地 箱根町木賀 1307 番地

名 称 箱根町宮城野木賀観光協会

会長代行 清野 昇

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（提案理由）

箱根町宮城野テニスコートの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。



町道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止する。

令和2年11月30日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

路線名	起 点 終 点
町道箱65号線	箱根字畠引山367番1地先 箱根字畠引山363番2地先

（提案理由）

本路線は現況がなく、一般の交通の用に供する用途を喪失しており、町道として存続する必要がないため廃止しようとするものである。

